

結合財務情報の作成基準

1. 前文

本基準は、新規上場申請者が有価証券上場規程施行規則第 212 条第 5 項第 9 号の規定により提出する結合財務情報に関する書類等の作成方法を定めるものである。

本基準により作成される結合財務情報は、持株会社になる前の企業集団における財務及び業績の概況について把握するために、結合財務情報の作成対象期間における結合対象会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書等若しくは中間損益計算書（新規上場申請者が新規上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、結合対象会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を含む。）を合算した上で、本基準「2. 結合財務情報の作成に関する留意事項」に示した事項を調整して作成されるものである。したがって、結合財務情報は、連結財務諸表又は中間連結財務諸表とは異なる目的、手続きにより作成される財務情報であり、新規上場申請者である持株会社が提出する連結財務諸表又は中間連結財務諸表とは異なるものである。

2. 結合財務情報の作成に関する留意事項

結合財務情報の作成の基礎となる結合対象会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書等若しくは中間損益計算書（新規上場申請者が新規上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、結合対象会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を含む）は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成する。結合財務情報の作成に当たっては、以下の事項について調整を行い、その調整過程を示す精算表を作成する。

- (1) 結合財務情報に含まれる結合対象会社相互間における重要な商品の売買その他の取引に係る項目は、相殺消去する。
- (2) 結合財務情報に含まれる結合対象会社相互間の重要な取引によって取得した棚卸資産、固定資産その他の資産に含まれる損益については、その全額を消去する。ただし、当該損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。
- (3) 結合財務情報に含まれる結合対象会社相互間において重要な減価償却資産の売買取引が行われた場合については、当該取引と当該取引によって生じた損益の消去後に減価償却費の修正を行う。ただし、当該減価償却費の修正の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。
- (4) 結合財務情報に含まれる結合対象会社相互間の重要な債権と債務とは、相殺消去する。なお、相殺消去の対象となる債権又は債務には、前払費用、未収収益、前受収

益及び未払費用で結合財務情報に含まれる結合対象会社相互間の取引に関するものを含むものとする。

- (5) 債権債務の相殺消去に伴う貸倒引当金については、減額修正する。ただし、当該修正の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。
- (6) 結合財務情報に含まれる結合対象会社相互間において株式の取得関係が生じている場合については、連結財務諸表又は中間連結財務諸表の作成に際して相殺消去されているものを除き、当該取得株式に係る帳簿価額を結合財務情報の純資産の部より控除する。
- (7) 新規上場申請者である持株会社の決算日又は中間決算日と結合対象会社の決算日又は中間決算日が異なることから生ずる結合対象会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致又は結合対象会社と結合対象会社以外との取引、債権、債務等に係る重要な変動について、必要な調整を行う。

3. 結合財務情報作成のための基本となる重要な事項の注記

(1) 結合財務情報の性格に関する注記

結合財務情報は、持株会社になる前の企業集団としての財務及び業績の概況を把握するため、株式会社東京証券取引所の定める規則に準拠して作成されたものであり、新規上場申請者である持株会社が提出する連結財務諸表又は中間連結財務諸表とは異なる旨を、注記事項の冒頭に記載する。

(2) 結合財務情報作成のための基本となる重要な事項の注記

結合財務情報作成のための基本となる重要な事項として、以下の事項を注記する。

- ① 結合財務情報の作成の基礎となる結合対象会社の名称
- ② 結合財務情報に含まれる結合対象会社の主要な連結子会社及び持分法適用会社の名称
- ③ 結合財務情報に含まれる結合対象会社の事業年度又は中間決算日

(3) 追加情報の注記

この基準において特に定める注記のほか、投資者が結合財務情報に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときには、当該事項を注記する。

4. 結合財務情報及び精算表の様式

(1) 結合財務情報の様式

結合財務情報は連結財務諸表規則第17条第2項に規定する様式第四号及び連結

財務諸表規則第 48 条第 2 項に規定する第五号に準じて作成する。

なお、結合財務情報を作成するために必要な調整を行った結果、資産若しくは負債又は収益若しくは費用の金額が以下の要件に合致する場合には、当該資産若しくは負債又は収益若しくは費用を示す名称を付した科目をもって掲記する。

- ① 資産の総額の百分の五を超える資産
- ② 負債及び純資産の合計額の百分の五を超える負債
- ③ 販売費及び一般管理費のうち、販売費及び一般管理費の合計額の百分の十を超えるもの
- ④ 営業外収益のうち、営業外収益の合計額の百分の十を超えるもの
- ⑤ 営業外費用のうち、営業外費用の合計額の百分の十を超えるもの
- ⑥ 特別利益のうち、特別利益の合計額の百分の十を超えるもの
- ⑦ 特別損失のうち、特別損失の合計額の百分の十を超えるもの

(2) 精算表の様式

精算表は、会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に準じて作成する。

以 上